

地方整備局営繕工事技術検査基準（案）

平成18年 5月 9日 国営設第 10 号
最終改定 平成29年 3月29日 国営設第168号

この基準(案)は、地方整備局営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準(案)として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら(関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

地方整備局営繕工事技術検査基準(案) (平成29年3月29日)
平成18年 5月 9日 国営設第10号
改定 平成29年 3月29日 国営設第168号

地方整備局営繕工事技術検査基準(案)

(目的)

第1 この基準は、地方整備局工事技術検査要領(平成18年3月31日付け国官技第282号。以下「要領」という。)第4第1項の規定に基づき、地方整備局の所掌する営繕工事に係る技術検査の技術的基準を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第2 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(中間技術検査)

第3 中間技術検査(要領第2第3項の規定による技術検査をいう。以下同じ。)は、局長(分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約を締結した工事にあっては、事務所長。第4項において同じ。)が必要と認めた工事を対象として実施する。

2 中間技術検査は、完成技術検査及び既済部分技術検査(完済部分技術検査を含む。次項において「完成技術検査等」という。)の時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質を確認する上で重要と認められる時期に行うことを原則とする。

3 中間技術検査で確認した出来形については、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等を踏まえ再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成技術検査等において、その確認を省略することができる。

4 局長は、受注者に対して検査日等を事前に通知するものとする。

5 中間技術検査の実施に必要な事項は、別に定める。

(工事実施状況の技術検査)

第4 工事実施状況の技術検査は、工事の施工体制、施工状況等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第5 出来形の技術検査は、出来形の精度、出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第6 品質の技術検査は、品質、品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第7 出来ばえの技術検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事(密接に係る別契約の工事をいう。)との調和等について技術的な評価を行うものとする。

地方整備局営繕工事技術検査基準（案）（平成２９年３月２９日）

附 則

この基準は、平成１８年４月１日から適用する。